

平成26年度
静岡県発達障害者成人期支援事業
経過報告書

- ・ 現状、課題 1 ページ
- ・ 事業目的、実施地域、委託法人、概要 2 ページ
- ・ 実施状況 3、4 ページ
- ・ 評価、今後の検討事項・展開、実践報告会 4、5 ページ

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

1 現状

(1) 発達障害者支援センターへの成人期からの新規相談件数の増加

発達障害が一般的に認知されるにつれて、成人期の当事者からの相談が増加傾向にあり、就労についての相談も増加傾向にある。

(参考)発達障害者支援センターへの新規相談件数の推移(カッコ内は相談件数全体に対する構成比%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数 (全体)	745	901	898	1,162	1,670	1,215
うち 成人期	132(17.7)	277(30.7)	342(38.1)	481(41.4)	751(45.0)	623(51.3)

(2) ニート・ひきこもりの中にも潜在的発達障害者が多数存在

- ① 「 高等教育機関を卒業後も就職活動を継続する若者が利用する支援機関は、ハローワーク（新卒窓口や一般窓口）、ジョブカフェ、地域若者サポートステーション等、利用対象に「障害者」を掲げない機関になるのが一般的です。このような就労支援機関の利用者について、発達障害の「診断」のある者は、図1のように把握されています。地域若者サポートステーション（40所/2,895人）の場合、診断あり12.9%、疑いあり16.3%、判断しかねる20.9% 」
（若年支援機関を利用する発達障害のある人の雇用支援のために1ページ）
- ② 「 精神保健福祉センターでのひきこもり相談来談者の調査からも全体の30%ほどに発達障害の診断がついたという報告もあります。（近藤ほか、2010） 」
（ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン11ページ）

(3) 若年期に発達障害が発見されなかったため、適切な支援が受けられず不登校になり、成人期においては二次的障害（行動障害・長期のひきこもり）を併発する場合があります、既存の保健や福祉等の支援では対応が困難になっている。

「 不登校児童生徒のうち発達障害が疑われた者は、小学生16.1%、中学生7.9%、高校生13.3%であった。校種が上がるにつれて医療機関への受診が低下しており、実際には発達障害の割合はこれより多いことが推定される。」
（福島大学総合教育研究センター紀要第6号1ページ）など

2 課題

(1) 就労移行支援事業所などの障害福祉サービス事業所では、支援技術の不足などを理由として発達障害者の受入が進まず、発達障害者に対する適切な就労支援に繋がらない。

「障害福祉サービス事業所へのアンケート」（平成25年11月静岡県実施）

発達障害者が利用していない理由またはどのようにすれば利用するようになるか

- 回答結果
- 第1位：支援技術の不足
 - 第2位：福祉制度の周知

3 事業の目的

(1) 圏域での連携システム構築

障害保健福祉圏域内において、障害の程度に応じた適切な支援が受けられ、自立が可能となる関係機関による連携システムを確立する。

(2) 社会適応訓練等を含む就労支援モデルプログラムの作成・普及

就労支援モデルプログラム（利用者の特性確認、特性に応じた就労準備訓練、社会適応訓練など）を就労移行支援事業所において作成し、他の事業所等への普及を図る。

4 事業実施地域・委託法人

(1) 障害保健福祉圏域内に、障害者就労に係る関係機関及び若者就労支援機関等が存在する圏域

- ・ 中東遠圏域

発達障害者支援コーディネーター配置、就業・生活支援センター、地域若者サポートセンターが存在)

(2) 不登校生やひきこもり等の支援と就労移行支援事業を行っている法人

- ・ 就労移行支援事業所「ジョブステーションしずおか」

菊川市内で不登校・軽度発達障害支援クラスを設置する「静岡高等学園」（静岡県教育委員会指定技能連携校）を運営する法人が運営

5 事業概要

(1) 企画推進委員会

- ・ モデル事業実施計画の検討、策定
- ・ モデル事業実施者の選定、評価
- ・ モデル事業利用者の選定
- ・ 就労支援モデルプログラムの検討

(2) 発達障害者支援マネージャー

- ・ 企画推進委員会への出席、提言
- ・ モデル事業実施者に対する指導・助言及び報告
- ・ 関係機関との連携

(3) モデル事業実施者

- ・ モデル事業の実施
- ・ 実践報告会での発表(平成 26、27 年度)
- ・ 就労支援モデルプログラムの作成・普及(平成 28 年度)

6 実施状況

(1) 企画推進委員会 4回開催

- ・ 対象者の選定基準について、ひきこもり経験の有無で比較検証できることから経験を有する者を原則対象者とするが、経験が無い者も対象者とした。
- ・ 委員会ではジョブステーションしずおかの不登校・ひきこもり支援のノウハウを評価しつつ、対象者の個々の特性に応じた支援方法を助言、指導した。
- ・ 圏域内の就労支援機関が共通で利用できるアセスメントシートの導入を検討した。

(委員構成)

	所 属	役 職
委員長	浜松学院大学短期学部幼児教育科	准教授
委員	静岡県発達障害者支援センター	所長
	障害福祉施設 東遠学園	施設長
	地域若者サポートステーション かけがわ	総括コーディネーター
	障害者就業・生活支援センター ラック	主任就業支援ワーカー
	静岡県自閉症協会	会長
	静岡県教育委員会事務局 特別支援教育課	課長
	静岡県経済産業部就業支援局 雇用推進課	課長
	静岡県健康福祉部障害者支援局 障害福祉課	課長

(2) 支援ケース事例 3名

対象者選定基準	Aさん	Bさん	Gさん
発達障害の有無	自閉症	広汎性発達障害	発達障害
年齢（原則として30歳まで）	20歳	20歳	19歳
不登校、ひきこもり経験	なし	あり	あり
通所可否	可	可	可
就労のための職業訓練希望	希望	希望	希望
将来一般就労を希望	希望	希望	希望
知的障害	なし	なし	なし

◇Aさん…小学生高学年から診療所に通う。不登校、ひきこもり経験はない。高校卒業後、職業訓練校に入所するが寮生活に馴染めず退所。

◇Bさん…幼児期から家族以外とは話をしない。場面緘黙。小学校3年の時アスペルガー症候群の診断。

◇Gさん…中学生の時にじめが原因で不登校。通信制高校に進学するが1日も登校しなかった。

(4) ジョブステイションしずおかによるモデル事業

対象者3名に対して以下の支援プログラムを策定し、個々の特性・段階に応じて支援を行った。

段階	ステップⅠ	ステップⅡ	ステップⅢ	ステップⅣ	ステップⅤ
内容	アセスメント	個別支援計画 初期支援	職業習慣確立 就労準備訓練	求職活動 職場見学 実習	就労開始 就労継続支援
項目	・チェックシート ・フェイスシート ・学力調査 ・療法の手口	・基礎学習 ・体力強化 ・ルール明確化 ・対人関係支援	・ビジネスマナー ・パソコンスキル ・職場実習 ・就職セミナー	・機関連携 ・マッチング ・手順書作成 ・練習	・職場訪問 ・本人、職場上司 と面談 ・家族支援

◇Aさん…特性として物事の順番や時間に対する強いこだわり、相手の気持ちが理解しづらいなど社会性、コミュニケーションの困難さがある。

日課を視覚化して支援員が付き添いながら1日の活動を続け、好きなパソコン、工作に取り組む時間を多く確保したことで、徐々に落ち着いて日課に取り組む時間が増える。ステップⅢの就労準備訓練の面接練習まで支援が進んでいる。

◇Bさん…特性として急な予定変更に対応できず、混雑している電車・バスが苦手など社会性や言葉によるコミュニケーションに困難さがある。

日課や予定変更は個人掲示板で事前に伝え、通所時間を通勤ラッシュを避ける時間帯とし、一人部屋からの支援を開始する。通所への不安がなくなり毎日通所し、支援員がコミュニケーション支援をすることで徐々に意思表示をするようになる。ステップⅢの就労準備訓練の職場実習まで支援が進んでいる。

◇Gさん…特性として過度にプレッシャーに弱く、人に対する恐怖心があり社会性、コミュニケーションに困難さがある。

通所頻度を週1回、短時間から始め、通所できない日は電話対応で相談に乗った。通所する日は本人が信頼する支援員が担当し、一人部屋での活動として安心できる環境を整備することで、多人数部屋へ移り会話ができるようになった。ステップⅢの職場実習まで進み、野菜をカットする工場で皮むきなどの作業を行う。工場に本人の特性を理解してもらい、単独の作業環境、会話は社長のみ限定するなど協力してもらった。

7 評価

- ・発達障害の特性あるいはその他の要因を原因として学校や社会に馴染めず不登校、ひきこもり経験という失敗体験を有する人は、就労移行支援事業所に通うことへの抵抗感や不安感を抱えている。モデル事業所ではまずは本人が安心して通所するために、個々の困難さに目を向けたスモールステップの手法で支援をしたことで、継続した通所が可能となっている。

- ・ モデル事業所が従来実施してきた不登校・ひきこもり支援がスモールステップ支援そのものであったが、今回のモデル事業において、企画推進委員会と発達障害者支援マネージャーの助言指導を受けたことで、発達障害者の特性に応じた支援方法と採り入れてモデル事業所の支援技術の向上に繋がっている。

8 今後の検討事項・展開

- ・ モデル事業の対象者を追加して支援事例を増やすことで、ひきこもり予防改善の視点を入れた就労支援モデルプログラムを作成し、研修会等で普及する。
- ・ 就労を希望する発達障害者を相談窓口機関から地域若者サポートステーション、就業・生活支援センター及び就労移行支援事業所へ適切に誘導する連携システムを構築する。
- ・ 支援機関が連携して発達障害者の障害程度に応じた適切な支援が受けられるツールとして、圏域内における共通のアセスメントシートを作成、導入を検討する。
- ・ 連携の拡大として、連携システムを普通高校等へ周知し、就職が困難な発達障害者を早期に支援して引きこもり予防に資するよう検討する。

9 実践報告会 平成27年3月28日開催

平成26年度発達障害者成人期支援事業の実施状況について、下記のとおり実践報告会を開催した。開催にあたり静岡県ホームページ上で参加者を募集し、報道関係者へ情報提供して周知を図った。

当日は、福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、地域若者サポートステーション、教育関係者（中学校・高等学校・特別支援学校）、市町職員など計38名が参加した。参加者の中には事業実施圏域以外の地域から参加する方もいたことから、モデル事業の周知や今後の普及啓発に向けて有意義な実践報告会となった。

(1) 講義 「本事業の意味について」

講師：浜松学院大学短期学部幼児教育科准教授

(2) 事業概要説明

説明者：静岡県健康福祉部障害福祉課

(3) 講義 「発達障害の定義と本事業で考える発達障害の位置づけ」

講師：静岡県発達障害者支援センター所長

(4) モデル事業中間報告

発表者：ジョブステーションしずおか

(5) 講義 「ひきこもりがある発達障害者への支援」

講師：静岡県自閉症協会会長

(6) パネルディスカッション

テーマ「発達障害への理解促進や若者支援と発達障害者の就労支援について考える」

パネリスト：企画推進委員会委員